

令和3年(2021年)6月15日
総務委員会資料
総務部経理課

(第49号議案)

仮称総合子どもセンター分室整備工事請負契約に係る契約金額の変更について

令和2年6月16日に議決された令和2年第61号議案「仮称総合子どもセンター分室整備工事請負契約」について、その後、令和3年3月23日に議決された令和3年第33号議案「仮称総合子どもセンター分室整備工事請負契約に係る契約金額の変更について」、この変更後の契約金額を下記のとおり変更する。

1 契約金額

変更前	金565,174,100円	(令和3年3月23日議決後)
変更後	金585,684,700円	
差額	金20,510,600円	

2 契約者

協永・稲葉建設共同企業体

構成員(代表者)	協永建設株式会社	代表取締役	清水和美
構成員	稲葉建設株式会社	代表取締役	埴康美

3 変更する理由

設計変更及び工期延伸に伴い、工事請負契約約款第19条に基づき契約金額を変更する必要がある。